

日本小児リハビリテーション医学会 会則

第1章 総則

<名称・定義>

第1条 本会の名称は、日本小児リハビリテーション医学会(Japanese Association of Rehabilitation Medicine for Children)とし、JARMCと略称する。

第2章 目的及び事業

<目的>

第2条 本会は、小児と小児期に端を発する障害を持った成人に対するリハビリテーション医学・医療(小児リハビリテーション医学・医療と略称)全般を対象とし、その研究、評価法・治療法の開発、普及、振興に寄与し、以って対象となる患者のため質の高い環境づくりとその展開に貢献することを目的とする。

<事業>

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 小児リハビリテーション医学・医療の関連専門家の学際的交流の促進
- (2) 小児リハビリテーション医学・医療の調査・研究の促進
- (3) 小児リハビリテーション医学・医療における評価法・治療法開発の促進
- (4) 小児リハビリテーション医学・医療の啓発
- (5) 小児リハビリテーション医学・医療の提言
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

<会員>

第4条 本会の会員は次の5種とする。

- (1) 医師会員：本会の目的に賛同する医師
- (2) 一般会員：その他の医療、保健、福祉、教育および工学等の関係者
- (3) 名誉会員：本会に対する功績が大である会員
- (4) 賛助会員：本会の趣旨に賛同し、本会の活動を支援する個人又は団体
- (5) 学生会員：第3条4項に基づき、将来の本学会の振興への寄与が期待される学生

<入会>

第5条 医師会員、一般会員、学生会員または賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書に当該年度の年会費を添えて本会事務局に提出する。

2 入会年月日は入会申込書及び当該年度年会費を受理した日とする。

<会費>

第6条 会員は細則で定める年会費を収めなければならない。
2 既納した会費は返還しない。

<退会>

第7条 次の場合は退会とする。
(1) 会員からの退会申出を本会事務局が受理したとき
(2) 2年以上の会費滞納があったとき
(3) 本会に著しい損害を与えたとき

第4章 評議員

<評議員>

第8条 本学会には評議員をおく、その定数については役員会で定める。
2 評議員を選出するため、医師会員および一般会員による選挙を行う。
3 評議員は医師会員および一般会員から選ばれることを要する。医師会員および一般会員は前項の評議員選挙に立候補することができる。
4 医師会員および一般会員は第2項の評議員選挙において、等しく評議員を選挙する権利を有する。理事又は役員会は評議員を選出することはできない。
5 評議員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
6 評議員の任期の開始は選任後の翌年の1月1日とし、終了は2年後の12月31日とする。

第5章 評議員会

第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第10条 評議員会は次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 学会の解散
- (3) その他：別に定める。

第11条 定例評議員会は年に1回、学術集会前ないし開催中に開催される。

2 臨時評議員会は理事長が招集し、開催される。

第12条 評議員会の議長および副議長は、当該評議員会で評議員の中から選出する

第13条 評議員会の決議は、定員の過半数の評議員が出席し、出席した評議員の議決権の過半数をもって行う。

第14条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

第15条 あらかじめ通知された事項について電磁的な方法をもって、評議員はその表決を行うことができる。

第16条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

第17条 議長および出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第18条 評議員会で議決した事項は、会員に通知する。

第6章 役員

<役員>

第19条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 常任理事 | 若干名 |
| (2) 理事 | 10名以上30名以内 |
| (3) 監事 | 2名 |

2 常任理事のうち1名を理事長、2名以上を副理事長とする。

3 副理事長の人数は、理事長が定める。

<役員の選任>

第20条 常任理事、理事及び監事は、評議員の中から役員会が選任する。

- | | |
|---|---|
| 2 | 関連分野の理事若干名は、理事長が選任する。関連分野およびその役員定数は別に定める。 |
| 3 | 理事長、副理事長は常任理事の互選によって選任し、相互にこれを兼ねることはできない。 |

<職務>

第21条 理事長は本会を代表し、本会の会務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副

- 理事長のうち、就任時期が最も早いものが代行する。
- 3 副理事長は、理事長の指示により事務局業務を統括する。
- 4 監事は本会の事業、会計、投票、資産を監査する。
- 5 役員は役員会を組織し、本会の会務を議決し、執行する。

<任期>

第22条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

<解任>

第23条 役員は次の各号により解任することができる。

- (1) 役員会が解任を議決したとき
- (2) 会員の4分の3以上から文書による解任請求が提出されたとき
- (3) 心身の故障のため職務の執行に堪えることができないと認められたとき

<報酬>

第24条 役員の報酬は無給とする。

- 2 役員には費用を支弁することができる。

第7章 役員会

<招集>

第25条 役員会は理事長が招集する。

- 2 役員会は常任理事、理事および監事をもって構成する。
- 3 役員会は必要に応じて、隨時開催する。
- 4 理事は理事長の求めに応じて役員会に出席できる。

<定足数>

第26条 役員会はその構成役員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、定足数は委任状によるものを含める。

- 2 役員会は、電磁的な方法でも開催できる

<討議事項>

第27条 本会運営上必要な事項はすべて役員会に付議するものとする。

<議長>

第28条 役員会の議長は理事長が行う。

<議決>

- 第29条 役員会の議決は、本会の会則に定めがある場合を除き、役員会出席役員の過半数の議決によって行う。議決には委任状によるものを含める。賛否同数の場合は理事長が決定する。ただし緊急を要する事項の決定は電子メールを利用して議決することができる。
- 2 前項に関わらず、簡易な事項は理事長が専決することができる。ただし、理事長は専決した事項を役員会に報告し、承認を得なければならない。

<議事録>

- 第30条 役員会は議事録を作成し、会員から要請があった場合は開示しなければならない。

第8章 財産及び会計

<運営資金>

- 第31条 本会の運営資金には、会費、寄付金及びその他の収入をあてる。

<資産の管理>

- 第32条 本会の資産は、役員会の定める方法により理事長が管理する。

<特別会計>

- 第33条 本会は特別会計を設けることができる。

<会計年度>

- 第34条 本会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9章 会則の変更及び解散

<会則の変更>

- 第35条 本会の会則は、評議員会の議決がなければ変更することができない。

<解散>

- 第36条 本会の解散は、評議員会の議決を経て決定する。
- 2 解散後の残余資産は、役員会の議決を経て類似の事業を目的とする団体等に帰属する。

第10章 所在地

第37条 本会の所在地は、愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98 藤田医科大学リハビリテーション医学I講座である。

2 本会の事務局を所在地におく。

第11章 雜則

<施行細則>

第38条 この会則の施行に関し必要な細則は、役員会で定める。

附則

1 この会の設立年月日は令和3年11月14日である。

2 この会則は令和4年11月26日から施行する

第2版：令和5年8月28日から施行

第3版：令和6年9月6日から施行

第4版：令和7年9月16日から施行

3 設立時役員は別紙のとおりである。

日本小児リハビリテーション医学会設立時役員名簿

理事長

小崎 慶介 心身障害児総合医療療育センター

副理事長

近藤 和泉 国立長寿医療研究センター

大高 洋平 藤田医科大学医学部

理事

芳賀 信彦 国立障害者リハビリテーションセンター

中村 純人 東京都立北療育医療センター

高橋 秀寿 埼玉医科大学

盛島 利文 青森県立はまなす医療療育センター

伊達 伸也 東部島根医療福祉センター

半澤 直美 よこはま港南地域療育センター

橋本 圭司 昭和大学医学部

笛木 昇 信濃医療福祉センター

小野木 啓子 藤田医科大学保健衛生学部

浅見 豊子 佐賀大学医学部

岡 明 埼玉県立小児医療センター

斉藤 秀之 社団法人 日本理学療法士協会

中村 春基 社団法人 日本作業療法士協会

深浦 順一 日本言語聴覚士協会

小谷 博子 東京未来大学

児玉 和夫 公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会

金森 克浩 帝京大学教育学部

日本小児リハビリテーション医学会 細則

総 則

第1条 この細則は、日本小児リハビリテーション医学会(Japanese Association of Rehabilitation Medicine for Children: JARMC)会則（以下「会則」という）に基づき、会員の制度、事業等について定める。

会 員

第2条 会員は、本細則に定めるところにより本会が行う事業に参加することができる。

会員の種別

第3条 本学会の会員の種別は、会則第4条により次のとおりとする。

- (1) 医師会員
- (2) 一般会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員
- (5) 学生会員

資格要件

第4条 会員の資格要件は、次のとおりとする。

- 2 医師会員は、会則第4条第1号のとおりとする。
- 3 一般会員は、本会の目的に賛同する医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他保健医療福祉等の関係者とする。
- 4 名誉会員は、理事長が推薦し、理事会で承認される。
- 5 賛助会員は、会則第4条第4号のとおりとする。
- 6 学生会員は本学会の活動に参加し、学術・学会活動を学ぶ者とする。学生会員の資格要件の詳細は別に定める。

会 費

第5条 会員の会費は、次のとおりとする。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

- (1) 医師会員 年額 5,000円
- (2) 一般会員 年額 2,000円
- (3) 賛助会員 年額 1口 50,000円
- (4) 学生会員 年額 1,000円

権利義務

第6条 会員の権利義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2 医師会員、一般会員、学生会員、賛助会員および名誉会員の権利義務に関する次項は下記の通りである。

- (1) 学術集会、その他本学会が行う事業への参加
- (2) 第6条に定めるとおり、会費を納めなければならない
- (3) 役員会の議決を遵守しなければならない
- (4) 住所、氏名、学会雑誌送付先に変更がある場合は速やかに届け出なければならない
- (5) 学生会員はその電子的連絡先に変更がある場合は速やかに届けなくてはならない
- (6) その他本学会の会則および細則等に定められるところの権利行使し義務を負う

3 名誉会員は第2項第2号の規定は適用されない。

退 会

第7条 退会しようとする者は退会届を学会事務局に提出しなければならない。

2 会員の退会年月日は届け出のあった日とする。

3 既納会費は原則いかなる理由があっても返納しない。

再入会

第8条 一旦会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、新規入会の手続きをするものとする。

通 知

第9条 医師会員、一般会員、学生会員の入会通知は本人に対して行う。

学術集会

第10条 本学会は会則第2章に基づき、学術集会を開催する。

- 2 医師会員、一般会員、名誉会員、学生会員および賛助会員は学術集会に参加することができる。
- 3 前項以外の者は、学術大会が定める参加費を納めるとき、その学術大会期間中のみ特別参加者として参加することができる。
- 4 学術大会参加費は、医師会員、一般会員、学生会員および非会員に関しては開催責任者（大会長）に一任する、賛助会員及び名誉会員は無料とする。
- 5 学術大会の大会長は役員会で選任する。
- 6 学術大会での発表規定については別に内規で定める。
- 7 学術大会の運営方法については別に内規で定める。

委員会

第 11 条 本学会は会則第 3 条 (6) に基づき各種委員会を置く。

2 各種委員会は、理事長が設置し、その運営は別に定めた内規に従う。

認定医

第 12 条 本学会は会則第 3 条 (6) に基づき認定医の認定を行う。

2 本学会の認定医とは小児リハビリテーション医学に関して、一定の専門的な知識を持つものとする。

第 13 条 認定業務は、教育委員会が行う。

2 認定業務に関しては、別に定めた内規に従う。

<認定>

第 14 条 認定医は第 2 項の資格基準を満たした者を本学会が認定する。

- 2 認定医の資格基準は別に定める。
- 3 認定は理事長が認定医証を交付し、認定医登録簿に登録することによって行われる。
- 4 認定に関する手続きは、別に定める。

<資格更新>

第 15 条 第 13 条の規定により、認定の受けた者は、別に定める認定医の生涯教育及び資格更新に係わる内規にしたがって、一定期間ごとにその資格を更新するものとする。

<認定の取消>

第 16 条 認定医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て、認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、認定医登録簿の記載を抹消することにより行う。

補 則

第 17 条 細則の改訂は役員会が行う。

2 この細則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度役員会の定めるところによる。

付 則

1. 本細則は令和 5 年 8 月 28 日から施行する。

第 2 版：令和 7 年 2 月 3 日から施行

第 3 版：令和 7 年 10 月 20 日から施行